

欧州統一特許制度における特許維持年金の額を EPO が提案

2015年03月23日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

現行の EP 特許制度下では、EPC に基づいてファイルされた特許出願の審査を EPO が行い、特許査定後に指定国ごとに有効化手続 (validation) が行われます。発行された EP 特許は、指定国ごとの法令に準拠し、指定国ごとに独立して発効します。このように、現行の EP 特許制度においては、EP 特許出願に対して統一された審査手続が行われる一方、権利行使は指定国ごとに行われることになっています。

英語、独語、又は、仏語を公用語としない EU 加盟国が指定国として含まれている場合であって、当該加盟国がロンドン・アグリーメントを批准していない場合、EP 特許をその指定国の国内特許として有効化するためには、EP 特許の明細書およびクレームをその国の言語に翻訳して提出する必要があります。この場合、特許権者の費用負担は少なくありません。加えて、特許維持年金 (renewal fee) についても、有効化した指定国ごとにその対応特許庁に納付する必要があります。

このような状況下で、1975 年にルクセンブルク条約において、EU 全域で適用される統一特許制度*1が提案されました (現時点で、欧州統一特許制度の発効時期は、**2016 年の中旬～2017 年の初旬ごろ**になると見込まれています。)。その後、実質的な進展はなく、2000 年に、欧州委員会が、EU 全域で適用される統一特許制度と共同体特許制度のドラフトを作成し、これを提示しました。ところが、欧州統一特許制度のドラフトには、特許維持年金の具体的な額についての提案はありませんでした。

このような状況下において、このたび、EPO は、特許維持年金について具体的な提案を示しました。特許維持年金に対するこれまでの協議内容と、今回の提案の内容とに関し、以下に説明します。

*1 既存の EPO による出願手続の制度の枠組みをそのまま利用し、EPO による特許査定後、現行のように各指定国の特許庁への有効化 (validation) の手続を行うことによって指定国ごとの特許を取得するか、あるいは、統一特許 (25 カ国の EU 加盟国) を取得するかを出願人が選択する制度。

【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.